

2017年11月29日

# 意見陳述書

(原告番号 75)

原告 大月 進

1 私は、1948年生まれで、岡山市に住んでいる大月進です。

この裁判に訴えた理由は、生まれてから今までになかった不安や息苦しさを感ずるようになったからです。

2 私は、県北の真庭市の出身です。私が5歳のころ、田んぼ道で遊んでいた時、山かげから突然戦闘機が3機か4機の編隊で現れ、私に向かって来ました。パイロットの顔が見えるくらい超低空でした。迷彩色を施した機体で、バリバリという爆音に足がすくみ、恐怖に包まれた記憶は今でも鮮やかに残っています。当時は朝鮮戦争の最中であつたので、岩国基地に配備されていたアメリカ軍の戦闘機が何かの理由で真庭市の上空を飛行したのだと思いますが、子ども心に軍事兵器の恐ろしさを実感しました。

小学5、6年のころだつたと思います。真夜中に私の実家の前の国道を自衛隊のトラックやジープが何台も列をなして走行したことがあり、ただならない雰囲気を感じました。日本原に自衛隊の演習場があることは知っていましたが、次々と通り過ぎて行く軍用車両の重い地響きを聞いて、日本は再び戦争の準備をするのだろうかと不安になりました。

小学校では、平和教育の一環として毎年夏休みの前後に広島原爆被害について映画フィルムが上映されました。

見る度に原爆被害のすさまじさや悲惨さに目を見張りました。

3 私の父や近所の父の友人は皆戦争に行っています。満州で中国人から略奪した話、南方で飢えてジャングルの中をさまよった話、沖縄でサトウキビ畑を逃げ回って撃たれた話、その後のベトナム戦争、イラン戦争など多くの戦争の実態を見たり聞いたりしました。侵略者の残忍さには怒りが、被害者の悲惨さには同情が沸きましたが、自分は当事者ではないと思う距離感がありました。

#### 4 安保法制は違います。

自分の家に日差しが入らなくなったから、いつそのこと隣の家を取り壊してしまえ、という発想です。

外交問題は交渉で解決する姿勢はなく、強い国に従えば利益が得られる欲望の法制です。国外で軍事介入する意志をはっきりと打ち出しました。

同じ時代に生きる日本人が他国民を殺す、反撃されて私たちが殺される。それが目の前のことか、子や孫の時なのか。

「武力で領土を守ろう」と勇ましいかけ声が徐々に大きくなっています。その声を利用して安保法制が用いられたら、行き着く先は、『国破れて山河あり』『つわものどもが夢の跡』の、ただむなしだけの世界です。

重くのしかかってくる不安の中で、毎日、息苦しさを感ずるようになりました。

「日本国憲法」は、日本に住む人も、他国に住む人も、等しく安全で平和に生きる社会を築くように不断の努力を続けていこうという意志が籠もった憲法です。

高い理念を持つ「日本国憲法」と、危険窮まりない安保法制とが相容れないことを、この裁判で明確に示していただきたいと願っています。

以上